

## 「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成30年12月17日（月）午前10時から午後零時15分まで  
場 所 松山地方裁判所大会議室（5階）

### 参加者等

所 長 牧 賢 二（松山地方裁判所長）  
司会者 末 弘 陽 一（松山地方裁判所刑事部部総括判事）  
裁判官 馬 場 義 博（松山地方裁判所判事補（特例））  
検察官 前 川 祐 樹（松山地方検察庁検事）  
検察官 山 田 与志人（松山地方検察庁検事）  
弁護士 藤 原 諭（愛媛弁護士会所属弁護士）  
弁護士 久 保 友里恵（愛媛弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者1番 30代 男性 （以下「1番」と略記）  
裁判員経験者2番 女性 主婦 （以下「2番」と略記）  
裁判員経験者3番 60代 男性 無職 （以下「3番」と略記）  
裁判員経験者4番 30代 女性 （以下「4番」と略記）  
裁判員経験者5番 40代 女性 （以下「5番」と略記）  
裁判員経験者6番 女性 主婦 （以下「6番」と略記）  
裁判員経験者7番 60代 男性 （以下「7番」と略記）  
裁判員経験者8番 40代 女性 パート （以下「8番」と略記）

（記者クラブ記者 7名）

### 所長挨拶

裁判員経験者の意見交換会を開催するに際し、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、師走のお忙しくお寒い中、8名の裁判員経験者の皆様にお集まりいただきました。誠にありがとうございます。

御承知のとおり、裁判員制度は、国民の中から裁判員に選任された方々に裁判

官とともに刑事裁判手続に關与していただくことを通じて、国民の皆様が司法に対する理解を深めていただき、司法への信頼を高めるとともに、国民の皆様にとってより身近な司法を実現することを目指して導入されました。そして、来年5月21日には制度施行10周年という大きな節目を迎えることとなります。松山地方裁判所においては、皆様の御理解、御協力により、制度は概ね順調に運用されており、本日現在で通算して121件の裁判員裁判について判決がなされております。

本日お集まりいただいた皆様は、平成29年4月から本年8月までの間に松山地方裁判所で実施された裁判員裁判において裁判員をお務めいただいた方の中からお越しいただいた方々であります。本日は、皆様方から、裁判員としての御経験を踏まえた御意見や御感想をいろいろとお伺いして、国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加していただけるよう、その声を後日広く国民にお伝えして参りたいと考えております。加えて、今回、当庁刑事部裁判官のほか、松山地方検察庁及び愛媛弁護士会から、それぞれ裁判員裁判に關与された検察官及び弁護士に参加いただいておりますが、今回お伺いした皆さまの声を今後の裁判員裁判をより良いものとするために生かして参りたいと存じます。皆様には、重い責任を持って裁判員裁判に参加していただきましたが、本日は、少し心を軽くしていただいて、どうかきたんのない活発な意見交換をお願いいたします。

本日の進行は、裁判長として裁判員裁判の審理を担当した当庁刑事部末弘部総括裁判官が務めます。限られた時間ではございますが、どうかよろしく願いいたします。

司会者

松山地方裁判所刑事部の部総括裁判官の末弘でございます。昨年4月から松山地方裁判所で勤務しております。どうぞよろしく願いいたします。

## テーマ1「裁判員裁判に参加しての全般的な感想・印象」

司会者

では、早速でございますが、テーマに沿って進めさせていただきたいと思えます。まず、1つ目のテーマですが、裁判員裁判に参加しての全般的な感想・印象を伺いたいと思えます。

今回この意見交換会に御参加いただいた経験者8名の方々が担当された裁判員裁判は、昨年9月から本年5月までの間に審理が行われた合計5件の事件です。罪名としては、1番の方は危険運転致死傷の事件、2番の方は現住建造物等放火の事件（3名がお亡くなりになっている。）、3番の方は傷害致死と銃砲刀剣類所持等取締法違反（その凶器となった刃物の所持）の事件、4番と5番の方は同じ傷害致死の事件、6番、7番、8番の方は、同じ殺人、窃盗（被害者は同一）の裁判を担当されています。このように、今回経験者の皆様に担当していただいた5件の事件は、いずれもその事件によってお亡くなりになった方がいらっしゃるという点で共通しております。そして、私は、これらすべての裁判を一緒に担当し、本日出席の馬場裁判官は、このうち3件の裁判を一緒に担当しております。では、お一人ずつお話しただければと思えます。

まず、1番の方は、先ほど申しましたように、危険運転致死傷の事件を担当されました。犯罪事実の成立に争いはなく、証拠調べ等の審理を1日目の午後から2日目の午前中まで行い、その後、評議を行い、4日目の午前に判決を行うというスケジュールでした。1番の方、全般的な感想等ありましたらよろしくお願ひします。

## 1番

率直には、すごく勉強になったというのが一番の感想です。今までネットやニュースなど一方的な形でしか裁判の情報が得られなかったので、「このような事件なのにどうしてこんなに罪が軽いの。」などと思ってたんですけど、今回、裁判員裁判に参加して、ああ、そういう流れで裁判しているんだなと分かったところが一番勉強になり、参加して良かったなと思えました。

司会者

2 番の方は、現住建造物等放火の事件を担当されました。放火罪の故意などが争われた事件で、証拠調べ等の審理を4日目の午後の途中まで行い、その後、評議を行い、7日目の午後に判決を行うというスケジュールでした。では、2番の方、いかがでしょうか。

2 番

私も1番の方と同じように思っていたのですが、被告人が障害者でしたので、どこまで理解できるかがすごく難しかったです。刑を決めることについても、裁判員になるまでは、こんな悪いことをしたのだからもっと重たい刑でいいんじゃないかと思っていましたが、その量刑を決めてしまって本当に良かったのか、被告人の人生を決めることに自分が携わっているということが、ちょっと重たかったかという印象を持ちました。

司会者

3 番の方は、傷害致死等の事件を担当されました。意図的に短刀で腹部を突き刺したかどうか争われた事件で、証拠調べ等の審理を3日目の午前中まで行い、その後、評議を行い、6日目の午後に判決を行うというスケジュールでした。

3 番

裁判員裁判についてあまり関心が強いほうではなく、参加しても裁判官に一定の方向に誘導されるのかなと思っていましたが、全くそのようなことはなく、自分の視点で参加できたと思っています。制度的には10年近く経って、良い方向に定着しているのではないかと思います。普通の生活をしていると裁判所に来ることはまずないと思いますので、非常にいい経験ができたと思っています。

司会者

4 番と5 番の方は、先ほどとは別の傷害致死の事件を担当されました。犯罪事実の成立に争いはなく、証拠調べ等の審理を2日目の午前中まで行い、その後、評議を行い、4日目の午後に判決を行うというスケジュールでした。

4 番

皆さんと同じように裁判に対して無知で何も知りませんでした。初めは不安だったのですが、裁判員として貴重な経験をさせていただいたと思います。

#### 5 番

裁判所に来るのにすごく緊張しましたが、私の意見も取り入れてもらえたというのが率直な感想です。人生でこんな経験をさせてもらったことは良かったと思いました。

#### 司会者

6 番，7 番，8 番の方は，殺人事件等を担当されました。犯罪事実の成立に争いはなく，証拠調べ等の審理を2日目の午前中まで行い，その後，評議を行い，4日目の午後に判決を行うというスケジュールでした。

#### 6 番

初めての経験で緊張しましたが，評議のときにすごく集中して物事を考え，一生の中で，今までなかったんじゃないかなというくらい亡くなった方のこととか，被告人のこれまでの人生について考えた日々でした。すごくいい経験になって良かったと思います。

#### 7 番

最初は，不安でどうしようかと迷いましたが，当日，裁判所に来て，法廷も見学し，その時点では責任の重さとかは感じなかったのですが，判決に臨んでは，責任の重さを痛感しました。皆さんと同じように良い経験ができたと思います。

#### 8 番

裁判員に選任されたときプレッシャーや不安の方が大きくて，大変なことに携わることになったなと正直思いました。でも裁判が始まると専門的なことが分からなくても分かりやすく説明してもらい，いろいろな方の視点を受け，議論を重ね，やっと量刑を決めるところまでたどり着けたなと思いました。ただ一つ気になったのは，私の場合，4日間で終わったんですが，これが長期化した場合は，精神的にも肉体的にもきついなと思いました。

## テーマ2「裁判員裁判により参加しやすくするための意見やアイデア」

司会者

では、2つ目のテーマに移らせていただきます。

裁判員裁判は、平成21年5月にスタートして来年で10周年を迎え、制度として定着してきていると思われまふ。ただ、いうまでもなく、国民の皆さんに裁判員になっていただかなければ制度は成り立たないところでありまして、報道等にもありますが、最近では、裁判員等に選ばれるまでの辞退率、裁判員の選任期日への欠席率が少しずつ上昇してきているというのが現状かと思われまふ。

まず、皆さんの中にも、裁判員に選ばれることについて、お仕事やご家庭の関係で支障があったけれども、周囲の理解や協力があって参加できたという方もいらっしゃると思ひます。そのような御経験のある方は、差し障りのない範囲で、それらの事情を御紹介していただければと思ひます。

8番

サービス業の会社でパートとして働いているのですが、その会社では、裁判員裁判に参加することになるとシステムとして特別休暇があるため、休暇は取れたのですが、それとは別に、自分の親の体調が悪くなり急きょ休暇を取らなければならなくなったときに、「また裁判所に行くの。」と言われました。会社としては、あまりよく思っていないんだなと思ひて、仕事していると参加することが難しい面もあるなと思ひました。

司会者

お仕事の関係でこういう点で理解があったという方はおられますか。

(回答者なし)

司会者

それでは、参加していただいた皆さんの御経験を踏まえまして、もっとこうすれば、より多くの国民の方が参加しやすくなるという御意見やアイデアがありましたら、お伺いできればと思ひます。

#### 1 番

個人的なアイデアとしては、仕事を休まなければいけない場合に、大きな会社でしたら制度として補償されると思うのですが、制度がないところでは、補償もなく休むということになるので、一日働いた分の給料を国が補償するという制度があれば、企業が参加しやすくなるのかなと思います。私自身、休んだ日の給与が減ったので、負担になりました。

#### 4 番

私の場合、愛媛県の端の地域から来ているので、裁判所に来るためには随分早く家を出発しないといけません。列車も考えたのですが、やはり便利な自動車を選択しましたが、列車の切符なども手配して取ってもらえたならば、もっと参加しやすいのかなと思いました。

#### 7 番

たまにテレビ等で裁判員裁判の広報を見かけますが、もっと一般の人に分かりやすくできれば良いと思います。「裁判員制度がスタートして10年経ちました。参加してください。」という報道は聞くのですが、ちょっとピンと来ないのです。もっと、掘り下げて広報活動されたら良いのではないかと思います。

#### 司会者

今回の意見交換会も裁判員としての御経験をお伝えいただくという趣旨で開催しているのですが、そういった経験も含めてお伝えするというのでしょうか。

#### 7 番

はい。

#### 6 番

私の周りの人に「裁判員に選ばれた。」と言ったら、「本当にそういうのあるんやね。」という意見ばかりだったのです。本当に皆さん他人事というか、認知されていない方が多いのではないかなと思いました。全然興味がない方がとても多いことに驚きました。支障のない範囲で経験したことを話しても全然食いつい

てこないのです、あまり知られていないというのが大きな要因ではないでしょうか。その意味でも広報活動が大事だなと思います。

### 3番

何年か前に友達が裁判員に選ばれたという話を聞いて、私は無職なので、差し支えはないのですが、出張が多い方は、恐らく拒否されるだろうと思います。好奇心のある方は参加してみようと思うかもしれませんが、ある程度、実情を知っている方は、休んでまで行こうと思う方は少ないのではないかと思います。

### 司会者

特に2番の方の事件は、選任手続を入れると判決まで3週間にまたがる事件でしたが、御経験を踏まえて、何か御意見等はございますか。

### 2番

私はたまにしか仕事をしていなかったのですが、日程に支障はなかったのですが、中には仕事をしている方や遠くから来られている方もおられました。4時、5時に裁判が終わっても会社に寄らないといけないので負担だという方もいらっしゃいました。新聞などでも裁判が長引いて1年以上かかり、辞退する人がいるというニュースがありましたが、裁判員になったらすごく長いんじゃないかというイメージを持たれていると思います。裁判には7回行って、私の中では長かったんですけども、周りには、「それで終わっちゃうわけ。」と言われました。仕事をしている方や遠方の方は大変だと思います。松山に住んでいる方は、交通機関も便利ですが、車や電車を利用する方は大変だと思います。私も最初は、松山近辺の人しか選ばれないのかなって思っていました。

### 司会者

日程の関係では、1番の方以外の事件では、選任手続だけの日を別の日の午前中に設けておりますが、1番の方の事件では、選任手続を初日の午前中に行い、その日の午後から早速、法廷での証拠調べの手続を行うスケジュールを組んでおりました。これは、証拠調べのボリュームがそれほど多くなかったこともあり、

裁判所にお越しいただくトータルの日数を一日でも少なくして日程的な御負担を軽減するという考えに基づくものでしたが、1番の方、選任手続の直後に裁判が始まるという日程はいかがだったでしょうか。

1番

個人的には負担ではありませんでした。選任手続だけで午前中が終わって、また別の日に来てください、というより、その日の午後にある程度進めてもらった方が良かったと思います。

司会者

1番の方以外の方々、それぞれが御経験された事件の関係で、仮に選任されたその日の午後から法廷での裁判が始まるというスケジュールであった場合、どのような感想を持たれるでしょうか。

3番

個人的には不満はありません。裁判所の組んだプログラムで問題ないと思います。

司会者

お仕事の関係で、選任手続の日の午後すぐに裁判ということではなく、若干日にちを空けてもらいたいという意見も伺うのですが、いかがでしょうか。

(回答者なし)

司会者

裁判員に選ばれるかまだ分からない段階でお越しいただいて、選ばれて早速、午後から、例えば被害者の尋問を聴いたりすることになりますと負担も大きいという意見もいただいて別期日にするという事もやったりしています。裁判所としてもいろいろな事例も踏まえて検討させていただきたいと思っています。

裁判官(馬場)

裁判所に来るまでに不安があったという声はいくつかありましたが、どのような点が不安であったのか、また、今後、裁判所からどのような情報を発信すれば、

その不安が解消されるのかという点について、御意見をお聞かせください。

1 番

私は、あまり不安はなかったんですが、これから何が起こるのか、どういう形で進んでいくのか流れが分からない、どういうふうに刑を決めるのか分からないから不安になるのだと思います。そういう部分の情報を流していけば良いのではないのでしょうか。

裁判官（馬場）

候補者に選ばれてから不安だった部分もあったでしょうし、実際に呼ばれてから裁判所に来るまでの不安もあったでしょうから、どういった点で躊躇したかなどについて、率直な御意見があれば教えていただきたいのですが。

5 番

普段裁判所に行くことがないので、裁判所に行くまでの不安と、行ってから何をするのか全く分からない状態で、裁判に参加してどんな意見を述べることができるのか、被告人がどのような人なのかなど分からないまま裁判所に向かうときが一番不安が大きかったです。

裁判官（馬場）

初めはどんな意見を言ったらいいいのか分からないという不安があったのですが、実際にはどういった点が違っていたのかお聞かせください。

5 番

裁判官の分かりやすい説明があったので、評議の場でも意見を述べることができました。

**テーマ3「審理について」**

**【冒頭陳述について】**

司会者

では、3つ目のテーマである法廷での審理の関係に入っていきたいと思います。まず、冒頭陳述について触れさせていただきます。皆さん、思い出していただ

きたいのですが、裁判が始まったときに、最初に起訴状の朗読や罪状認否があった後、検察官、弁護人の双方から主張を聞く、冒頭陳述がありました。書面も配布されて、双方が「こういう事件ですよ。」「こういうところに着目してください。」などと主張を交わしたことがあったかと思います。これを聞いていて、双方の言い分をよく理解できたでしょうか。この冒頭陳述についての御感想、御意見をいただければと思います。犯罪事実に争いのある事件の関係で2番の方、いかがでしょうか。

2番

被告人が障害者でしたので、事件の経緯を説明することが難しい様子でしたが、どこまで本当のことを言っているのか、自傷行為も何度もありましたが、分かってやっていたのかなっていう思いもありました。障害ということがネックになって、前例がない事件ということもあり、その人の心の中までは見えないので、なかなか理解し難かったです。

司会者

検察官と弁護人から提出された冒頭陳述メモについては、いかがでしょうか。

2番

理解できました。

司会者

同じく犯罪事実に争いのある事件の関係で3番の方、いかがでしょうか。

3番

検察側の説明は、ボリュームもあるし、具体的な内容だったのでよく分かりました。弁護側の方は、推測の部分が多かったように思います。意図的にやってないという内容だったと思います。

司会者

では、御出席の検察官から何か冒頭陳述に関して質問されたいことはございますか。

検察官（前川）

近時、検察庁では、具体的なことは証拠調べに譲って、冒頭陳述にはそれほど情報を盛り込まず、概略に留めるということが一般的に行われていますが、冒頭陳述の段階でもう少し情報がほしかったという御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

司会者

冒頭陳述は、証拠ではなくて、あくまで主張の段階であるということで説明もさせていただきましたが、3番の方、いかがですか。

3番

若いときに検察側の証人で出廷したとき、検察官はすごく頭がいいなと思いました。メモ的に単語を並べ、文章をつなげていくのに論点にも落ち度がないなあという感想を持っていたので、信頼度が高いという固定観念もあり、検察側の方はよく分かりました。弁護人の方は、感情的には、よく分かるのですが、冒頭陳述メモでは、説得力は感じませんでした。

司会者

同じく、弁護人の立場から何か冒頭陳述に関して質問されたいことはございますか。

弁護士（藤原）

書面を最初に渡しておいた方が良いのか、後で渡した方が良いのか、ときどき悩むことがあります。最初に渡しておくのと皆さん読まれるでしょうし、渡しておく場合、原稿そのものが良いのか、検察官も出されている表のようなものが良いのか、その辺りはいかがでしょうか。

8番

書類が多すぎると字を追うことに一生懸命になって、内容が頭に入りづらいのかなと思います。冒頭陳述で今でも印象に残っているのは、検察官の語り口調と弁護人の語り口調とで余りに差があることでした。事実を争わないケースだった

ということもあるのでしょうか、評議室に戻ったときに「国選弁護人の方ですか。」と裁判官に確認したくらい、検察官の感情が入りすぎているといたしますか、ちょっと圧倒されたということがありました。

7番

検察官の口調でビシッと来るような感じはありました。弁護人は柔らかめの印象がありました。

### 【証拠調べについて】

司会者

では、これまでは主張のところでの話題でしたので、次に証拠調べの内容に入っていきたいと思います。証拠の関係では、モニターで書類を映し出したりしながら検察官が内容を説明するなどして証拠の書類を調べ、その後に証人や被告人の話を書くという流れになっていたと思います。検察官は、事件の起こった場所や状況などについて、写真や図面を用いて私たちに提示していたかと思いますが、証人の話などを聞く準備として、写真や図面などでその場所などの状況がよく理解できたか、あるいは足りなかった印象なのか、その辺りの感想をお聞かせいただければと思います。1番の方の事件では、被告人の車のドライブレコーダーの映像もありましたがいかがでしょうか。

1番

動画の証拠でしたので、文字と映像を照らし合わせながらで分かりやすかったという部分はあります。

司会者

3番の方の事件では、犯行前の状況に関する動画があり、凶器の短刀そのものや犯行現場の状況に関する写真や図面などもあったかと思いますが、いかがでしょうか。

3番

推理というのは、役に立たないのだなと思いました。絶対的な断定できる証

抛が採用されるのだと思いました。評議の過程で、メンバーが実演したことで事実が本人の供述内容と違うことが分かり、言葉だけでは、真実には到達しないのだなと思いました。

司会者

続きまして、いずれの事件も複数の証人尋問が行われていますが、その中で2番の方の事件では、精神科医2名の証人尋問がありました。専門的な方の証言が分かりやすかったかどうかについての御意見をいただければと思います。

2番

医師の言葉も「ないとは言えない。」などと断定的な表現ではなくて、どちらにも取れる証言でした。はっきり障害の程度はこれくらいですということではなく、まあ、その辺りは、理解できているでしょう、という感じでしたので、具体的な基準が不明で、結論がよく分かりませんでした。

司会者

証人の言葉、専門用語などは、いかがでしたか。

2番

もうちょっと分かりやすい言葉で説明してほしかったと思います。

司会者

今回皆さんが参加していただいた事件は、いずれも被害者がお亡くなりになっております。その関係で、裁判所、検察官、弁護人が準備の段階で事前に協議し、裁判員の皆さんの精神的御負担等に配慮して、被害者の御遺体の写真は証拠として取り調べないことにしておりまして、選任手続のオリエンテーションの際からその旨をお伝えしておりました。この点について御意見などはありますか。

6番

御遺体は、隠していただいていたので、すごく悲惨な感じはしませんでした。その点では、安心して写真を見ることができました。

5番

御遺体の絵で傷の様子などを確認しましたが、これが写真でしたら、未だに心に残っていただろうなと思います。やはり絵で示していただいたのは、良かったと思います。かえって分かりやすかったです。

4番

イラストの方が見やすかったですし、傷の具合もよく分かりました。生の写真よりは、全然良かったと思います。

司会者

その他、証人尋問について、分かりやすかった、集中して聞けた、あるいはその証人は本当に必要だったのか、質問の意図や内容に分からないところがあった、質問者の声が小さい、早口で聞き取れないといったことがあったかなど、お気付きのところがあれば、お聞かせいただければと思います。

1番

被告人のお父さんの声が少し小さかったなと思いました。それ以外は、別に聞き取りにくいということはありませんでした。ボリュームを上げ下げして調整すれば、より聞きやすかったと思います。

司会者

証拠調べのほぼ最後になるかと思いますが、被告人に対する質問が行われています。尋問時間はどう感じたか、集中して聞けたか、質問の仕方で工夫すべき点はあるかなど、その辺りをお聞かせいただければと思います。

2番

被告人は、耳が悪く、補聴器をして何とか返答をしてもらうことができました。それまでは、ずっと下を向いて、髪の毛もバサッと垂れ下がっていたので、被告人の表情が見えませんでした。マイクが入っていたこともあって、質問の受け答えは、聴き取ることができました。先ほどの証人の話ですが、証人の方が耳の悪い人で、とても緊張されて、過呼吸になるんじゃないかと思うことがあったので、証人の緊張をほぐすような工夫ができればと感じました。

司会者

御出席の検察官から何か証拠調べに関して質問されたいことはございますか。

検察官（前川）

証拠調べの点につきまして、当初、御遺体の写真を証拠として請求していました。裁判の前の打合せの段階で裁判員の方の負担も考慮してイラストに変えました。特に3番の方が経験された事件では、腹部に日本刀が刺さった状況について、当初、解剖時の写真を請求しており、それが、意図的に刺したんだという主張の大きな柱だったのですが、それをイラストに変えてしまうとかえって分かりにくいのではないかということから写真を出すべきではなかったかという意見もありました。これが写真であったら判断が変わっていたかもしれないというような御意見がありましたら教えてください。

3番

一番の問題点は、あのような体位で刃先があのような刺し方で入るかという疑問でしたが、当初の図面では、十分に理解できませんでした。

司会者

同じく、弁護人の立場から何か証拠調べに関して、質問されたいことはございますか。

弁護士（藤原）

審理の途中などでこういった証拠があればよく分かったのにな、という御意見などは、ありますでしょうか。

司会者

事前に分かりやすくする目的で、弁護人、検察官双方に証拠を厳選してもらっているということもあるのですが、逆に絞りすぎだとかいう意見もあるかも知れません。その点について、いかがでしょうか。

8番

立ち会った事件は、強盗殺人とと思っていたのに立証できないから罪に問えない  
ということをお納得できる形で説明してもらえれば、未だにもやもやしている状態  
が無くなるのではないかと思います。

司会者

これは、殺人と窃盗で起訴された事件ということでしたね。

5 番

私は、十分理解できました。

検察官（前川）

4 番と 5 番の方の事件は、私が担当していたのですが、証人尋問をした事件で  
被害者が従前悩みなどを相談した経緯を立証するために証拠請求したのですが、  
ちょっと遠いといいますか、直接話を聴いている人を証人として出すことができ  
たらなという思いがあったのですが、その点で分かりにくかったという意見があ  
れば、お聞かせください。

4 番

検察官のおっしゃる通りだと思いました。断言の話ではなかったのです。

5 番

そうですね。被害者と直接会話をした方から話を聞くことができたなら良かった  
と思いました。

### 【論告・弁論について】

司会者

審理の最後に、検察官と弁護人の双方から、論告、弁論として最終的に証拠  
調べを踏まえたそれぞれの立場からの意見が述べられ、検察官からは求刑とし  
て科刑の意見についても述べられました。この論告、弁論についても感想や印  
象をお聞かせいただければと思います。情報量などもそれぞれ工夫されている  
ところだと思いますが、見やすさという点なども含め、いかがでしょうか。

5 番

論告メモに色をつけていただいているので、とても見やすかったです。

7番

専門用語もありましたが、分かりやすかったです。

3番

両方の主張については、理解できました。具体的に判断するものが数点なければ、そちらの方向に心が動かないのだなと感じました。弁護人側の弁論メモを今読み返しても、そういう疑問点が残ると感じました。

司会者

御出席の検察官から論告等に関して質問されたいことはございますか。

検察官（前川）

先ほど、冒頭陳述では、できる限り情報を絞ってという話をしましたが、論告については、言いたいことは全部メモに盛り込むことが多いのですけれど、逆に情報が多すぎるのではないかという意見がありましたら教えてください。

司会者

A4用紙1枚のものもあればA3用紙2枚にわたっているものもありますが、事件に応じて異なると思います。3番の方の事件は、A3用紙で2枚ありましたが、いかがですか。

3番

専門家ではないので、フローチャートの思考する中で判断するには多くの材料が必要になるので、情報が多くて困るということはありません。

司会者

7番の方の事件もA3用紙1枚くらいだったと思いますが、文字の数や情報量的にいかがでしたか。

7番

資料が多ければ多いほど考える角度が変わってきて自分なりの考えが持てるので、資料は、ある程度多い方が良いのではないかと思います。

司会者

A 3用紙1枚というのは、情報量としては適当という感じでしょうか。

7番

はい。そんなに多いとは思いません。

司会者

同じく、弁護人の立場から弁論等に関して質問されたいことはございますか。

弁護士（久保）

今回の事件の中に私が担当した事件はありませんが、資料を拝見していると、弁護人の弁論は事前に簡単なメモをお出しして、それを見ていただきながら弁論をして、あとで文章になった書面をお出しする形が多いのかなと思います。私もそのようにすることが多いのですが、分かりやすさという点でどうなのか、お聞かせください。

6番

手元にメモがあった方が分かりやすいので、事前にいただいた方が良いと思います。

5番

私も事前にメモをもらっていた方が分かりやすいし、箇条書きに短い文章で書いてあるので、文章に集中するよりも話を聞くことに集中できて良かったと思います。

1番

私も最初にメモがあった方が分かりやすいと思います。

検察官（前川）

今回はなかったかと思いますが、論告弁論の際、量刑のグラフを付けて、こういう分布になっているので求刑何年、弁護人の方では、科刑意見何年という主張をするケースもあるのですが、そのように視覚化されていた方が良かったという意見はございますか。

司会者

評議の中では、表を見ながら検討していますが、それを論告弁論の段階でグラフを示して、それぞれの立場で上の方ですよ、下の方ですよというやり方もあるのですが、仮定の話ですけれども、そういうやり方の方が良かったかどうかということについて、御意見はいかがでしょうか。8番の方の事件では、双方から文章の形で出ていますが、論告弁論の段階でそういうグラフが出ていたらどうだったかということです。

8番

情報量が多すぎるときっと気持ちが辛くなっていたと思うので、表などで確認するのは、論告弁論の段階でなくても良いと思います。

司会者

検察官、弁護人の主張の段階でその点も踏まえてやっていくのか、というところですけども。

7番

評議の中で、みんなでグラフを見ながら話し合う方が有意義であると思います。

司会者

5番の方の事件もグラフとしては出ていないんですけど、いかがでしょうか。

5番

評議のときには、グラフを見せてもらっているのですが、論告弁論の段階で見せてもらわなくても良いかなと思います。

#### テーマ4「評議について」

司会者

テーマの4つ目、評議の方に入っていきたいと思います。評議では、被告人が起訴状に書いてある事実を犯したといえるかどうか、有罪なのか無罪なのか、そして、有罪の場合には、どのような刑を科するのが相当なのかなどの点を中心に議論がされたと思います。そして、裁判官からは、法律的な説明をさせていただ

き、データベースに基づく量刑の分布などについても紹介させていただきました。そのようなことを理解していただいた上で、率直な意見が言えたでしょうか。特に言いたかったけれども言えなかったということがありましたか。

#### 1 番

私が参加した裁判は、内容が簡単な事案でしたし、今聞いていた他の事件と比べると情報量も少なかったので、何も問題なかったと思います。これがもっと情報量が多かった場合はどうだろうかという気持ちはあります。

#### 2 番

私が参加した事件は、前例がなかったので随分グラフなども検討しました。この事件が次の事件の前例になるということですが、刑を決めるということについて、前例というのを重視しすぎているようで、気持ちとしては、最近では、あおり運転について危険運転致死罪に問われた例もありましたし、事件ごとに判断すれば良いのではないかと思いました。新しくしていかないと被害者の方に気の毒だなと感じました。量刑については、なかなか結論が出ませんでした。結論は、本当にこれで良いのか、自分の考えでは、重すぎるのだろうかなどと複雑な思いがありました。

#### 3 番

事案によって異なると思いますが、判例に基づいて同じような事案を数多く見せていただいて、裁判官からも説明していただきながら、結論を導き出すのも必要だと思います。同じ事案で量刑が変わるというのも不自然ですし、ほぼ同じような量刑が求められるような評議は必要であると思います。

#### 司会者

例えば、裁判官の説明が分かりにくかったとか、あるいは、犯罪行為に相応しい刑罰といった量刑の考え方などの説明もあったかと思います。4番の方以降の事件では事実関係に争いがなかったもので、そういう話も中心になったかと思いますが、この辺りの説明等も含めて御感想をお聞かせいただけますか。4番

の方がいかがでしょうか。

#### 4番

まず、裁判官の説明は分かりやすかったです。一般人にも分かりやすく、簡単な言葉で説明してもらいました。意見を述べる際は、自分の意見が間違っているかもしれないと思い、思っていることとは別のことを言うこともありました。でも、蓋を開けてみると他の皆さんと同じ意見だったりして、良い評議ができたと思います。

#### 5番

私も同じく、裁判官の説明がとても分かりやすいものでした。これまであまり学習したことがなく、裁判に関わる経験もなく、懲役など刑を決める際もすごく勉強しましたし、いろいろな事例を知るいい機会にもなりました。自分の意見も思うように言えたので良かったです。いい経験をしたと思います。

#### 司会者

ありがとうございます。互いに面識のなかった人が集まって議論をしたことについての感想などもございましたらお話いただければと思いますが、6番の方はいかがでしょうか。

#### 6番

私たちのグループは、たくさん意見も出ました。刑を決めるに当たり、今までの判例を見て決めたのには、ちょっと驚きました。そのような決め方ではなく、その事件ごとに決めていくのかなと思っていましたので。

#### 8番

裁判長の配慮もあり、すごく発言しやすい環境の中で、和やかにみなさんと話のできたので、評議は、とても意味のあるものでした。個人的には、法廷に出頭された被害者の親族の方が、裁判員の方を向いて発言されることが、言いたいことが分かるだけにとっても重いものがありました。自分の感情を入れなくて、被害者側の気持ちにも置き換えることなく刑を決めようとは思ったのですが、頭の切

り替えをすることが難しかったです。

検察官（前川）

最後の方なんですけど、被害者側の御親族というのは、被害者参加人の意見陳述ということですか。

8番

そうです。

検察官（前川）

分かりました。

弁護士（藤原）

特定の事件といたしますか、事件の背景といたしますか、3番の方の事件は、暴力団関係の事件だったと思いますが、何か不安を抱かれたことなどありますでしょうか。

3番

正直言って、不安はありました。裁判所に来たのは、5日か6日間でしたが、退庁するときには、裁判所の方も配慮されているのが、分かりました。

司会者

ありがとうございます。その他はよろしいでしょうか。

裁判官（馬場）

先ほど6番の方の御意見の中でも刑の決め方にちょっと驚いたという話がありました。皆さんの場合もそうですが、実際にその刑の決め方とか行為責任の考え方を本格的に説明するのは、評議の段階になってからになるのですが、それより前の段階でももう少しこういうことを説明しておいてほしかったとか、そうすればもっと審理が分かりやすかったとか、あるいは、評議に当たりもう少しこういう気持ちで臨めたとか、何かそういったことがあれば教えていただきたいのですが。

司会者

6番の方はいかがでしょう。

6 番

流れは、そういう具合になるのだろうと思っていたので、前もって説明してほしいという希望はありません。

4 番

初めての経験なので、どんな流れで進めていくのかも分かりませんでしたし、表を見せられる段階でもそういう流れなんだろうなというくらいで深くは考えていませんでした。

#### テーマ5「守秘義務について」

司会者

それでは、5つ目のテーマである守秘義務についてです。自由な意見交換をする前提として守秘義務は大事なことなのですが、裁判員裁判の良さや問題点などを話題にするときに、守秘義務が負担になっていないか、支障になっていないかという心配もございます。この守秘義務についての御感想等がございましたら、この機会にお聞かせいただければと思っております。

裁判員を御経験いただいてから半年以上たっていることで、例えば周りの方にお話しされる機会があるかも知れません。そのとき引っかけるとかそういうところとかもありましたら率直にお話しいただけたらと思います。

1 番の方、よろしいでしょうか。もう一年以上前の事件ということになりますが。

1 番

たまたま私が当時裁判員として参加しているときに勤めていた会社の同僚の方も4年ぐらい前に裁判員を経験され、私が裁判員裁判に参加したことで、話が盛り上がったことがありました。その方にも当然守秘義務があり、義務として果たしながらも、お互い話せる範囲で「そんな事件を担当したんですね。」などと話しましたが、特に負担などは感じませんでした。

司会者

4 番の方はいかがでしょうか。

4 番

裁判中は、本当に疲れていたもので、誰かにしゃべりたいとかいう気持ちはなく、主人にも言わず、周囲の人にも話さなかったのですが、裁判が終わって、「裁判員経験してきたよ。」と話すことはあっても話さなければいけないというようなプレッシャーやストレスはなかったです。

司会者

では、同じ事件の関係で5 番の方はいかがでしょうか。

5 番

私の周りの誰も裁判員裁判に興味がなかったので、私が裁判員に選ばれたと言っても、家族はいろいろ聞いてきましたが、他の方は、「へー、本当に選ばれるんやね。」くらいの反応で、それ以上興味がない感じでしたので、それ以上殊更話すこともありませんでした。

## テーマ6 「裁判員裁判の経験の位置付けとこれから裁判員となられる方へのメッセージ」

司会者

最後のテーマということになりますけれども、ご自身にとって裁判員というのはどういう経験だと位置付けておられるのか、そして、今後、裁判員になる可能性のある県民の皆さんに宛てて、経験者からのメッセージをいただきたいと思います。それでは、1 番の方から順にお願いします。

1 番

やはり、いい経験になったというのが一番の感想です。可能であれば、参加されるのが良いと思います。裁判についてこれまで知らなかった部分があることにより見聞が広がるのではないかと、会社に勤めている方もスキルアップの一つとして考えてもいいのではないかなと思います。

2 番

私の周りには、通知が来ても無視したりする人もいますが、なかなかこういう経験はできませんし、人の人生を左右する重大なことです。裁判に一般の人が参加できるいい機会ですし、普通の主婦でも意見を取り入れてもらえたので、まず、参加することが大事であると思います。

### 3番

この裁判員制度を体験できる人は限られますが、その経験が今後、何かの役に立つかどうかということではなく、新聞などで裁判員裁判の記事が出ていても以前は興味のなかったことが、理解できるようになったことに意味があると思いました。先日も裁判員裁判制度が10年になるというニュースに関心を持って見ましたが、裁判員にならなければ、そういう興味も理解もなかつたろうと思います。辞退せずに一人でも多くの方が自ら進んで参加されることを望みます。

### 4番

私も裁判などには、本当に関心がなかったのですが、裁判員にならなかつたら分かり得なかつたことを勉強させてもらいました。皆さんも積極的に参加していただけたらいいなと経験して感じました。

### 5番

このような経験ができたことは、自分にとって貴重なことでした。他人の事件についてこれだけ集中して、意見を述べ、それが裁判官に伝わったことや、皆で話し合ったことは、本当にいい経験でした。主婦の私でも参加できるということをもっと皆さんに伝えていただいて、参加していただけたらいいなと思います。

### 6番

候補者になって裁判所から最初に封書が届いたときに、主人からこういうことは二度と経験できないから、もし選ばれたら参加してみたらいいと言われていました。まさか自分が選ばれるとは思っておらず、すごくいい経験をさせていただきました。先行き短いので、二度と経験できないだろうと思っていますが、私のような主婦ですと自分の意見を言える場所もありませんので、そういう意味でも

是非参加されたら良いと思います。

7番

一言でいえば貴重な体験をさせていただいたというのが実感です。身内にも「すごいね。」とか、「貴重な体験をしたね。」などと言われ、いい体験をしたとつくづく思っております。これから裁判員になられる方へのメッセージということですが、はっきり言ってなかなか浸透していないところがあると思うんです。もっと広報活動を活発にしてもらおうと良いと思います。ありがとうございました。

8番

裁判員裁判に参加できて良かったです。最初は、不安とプレッシャーがすごくあって、最後まで責任を持ってやれるかなあと思っていたのですが、裁判官や他の裁判員の方と助け合って、いろいろな話ができ、最後までたどりつくことができて良かったです。積極的に参加できるような環境づくり、会社での環境づくり、社会そのもののあり様がもう少し変われば、辞退する方も減るだろうし、貴重な経験ができる方も増えると思います。

## 司法記者クラブからの質疑応答

愛媛新聞（代表質問）

刑を決めることについて、負担を感じるようなことはなかったでしょうか。

1番

負担にはならなかったです。というのも、みんなで納得いくまで話し合ったり、前例、判例を基にみんなで納得するまで話し合っただけだったので、負担を感じることはありませんでした。

2番

私の場合は、前例がなく、量刑を皆さんで評議しながら決めましたが、やはり負担でした。出した結論について、本当にこれで良かったのかなあと思ったり、最終的な数字を出すまでいろいろ悩みました。

3番

全く、負担にはなりませんでした。個人の意見で刑が決まるわけではなく、全員の判断が集約された形で決まるので、自分個人の判断で結論が出たという意識は全くありません。

#### 4番

判決のときは、やはり負担がありました。ストレスにもなりました。人の人生を決めてしまうという重いものがのしかかってきて、とても悩みました。でも、今はそこまでは感じていません。

#### 5番

私も刑を決めるときは、ものすごく負担になりました。みんなで決めるとはいっても、その人の人生を決めるのは、ものすごく重かったです。

#### 6番

負担にはならなかったのですが、刑の重さがこれで良かったのかなあっていうのが未だにあります。多分ずっとそれは続いていくんだろうなあと思います。

#### 7番

懲役何年というのを書くのに多少の戸惑いはありましたけども、負担にはなりませんでした。以上です。

#### 8番

私は、負担になりました。被害者の方が亡くなっているのに、亡くなった命と刑の長さとを比較したときに自分の中でうまく飲み込むことができなくて。

#### 司会者

量刑については、様々な御意見をいただいて、誰かの意見が通ったということではなくて、チームとしての結論ということをいつも説明させていただいていますが、ただいまの御感想も踏まえて、今後の事件処理に生かしていきたいと思っております。

#### 愛媛新聞（個別質問）

証拠の部分で、イラストで見て分かりやすかったという話があったと思うので

すけど、もし、実際の写真を見ても構わないという人に対しては、見せてほしい  
というような意見はございますか。

5 番

私は、イラストじゃなく写真を見せられていたら、多分、今でもずっと脳裏に  
残るので、見たい方がいるんだったら、個人的に見るようお願いしたいくらい  
です。私は、見なくて良かったです。

司会者

本日はお忙しい中、貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。  
それぞれの事件で皆さんと評議させていただき、活発な議論の中で、  
様々な視点・観点で御指摘いただいた事項を踏まえながらチームとしての結論を  
出すという意味で、私たちも非常に勉強させていただいています。一件一件の事  
件について、そのように取り組んでいけることを大変光栄に思っております。今  
日まで期間も経過しておりますが、今の率直なお気持ちなどもお聞かせいただき  
ました。制度が始まって来年で10周年になります。裁判所としましても、制度  
をより良いものとするため、しっかり取り組んでいかなければならないと思っ  
ております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。 以 上